

令和 2 年 4 月 6 日

実施方針に関する質問書への回答

芦屋市環境処理センター長期包括的運營業務の実施方針についての質問について、下記のとおり回答します。

No	頁	項目	質問	回答
1	1	1.3 本件業務の目的 (排ガス中水銀濃度による活性炭吹き込み量の自動制御)	<p>令和元年 6 月の排ガス中水銀濃度超過に伴い、貴市にて実施されている改善対策について、貴市ホームページに掲載の「芦屋市環境処理センターごみ処理施設排ガス中の水銀濃度超過に伴う原因究明及び改善対策計画」を参照のことと記載されています。</p> <p>上記資料 10P にて、「恒久対策 排ガスの低温化を行い、連続式水銀計を 1 号炉, 2 号炉の煙突部分に 1 か所ずつ設置し、その値により活性炭の吹き込み量制御を自動で行い、排ガス水銀濃度が 50 μg/Nm³ を超えない運転をする。」との記載があり、また実施方針 17P 「7.1 委託費の算出について(5)水銀対策」にも「連続式水銀濃度計の設置を予定している。」との記載があります。</p>	<p>連続式水銀濃度計は、令和 2 年度中に市において設置を予定しています。活性炭の吹き込み量の自動制御改造は予定していません。</p> <p>自動制御改造の必要性については、受託者の判断によるものであり、費用負担も受託者と考えます。</p>

			<p>連続式水銀濃度計を設置し常時水銀濃度を計測する中で要求水準を遵守するためには、計装制御設備の改造を実施し、活性炭の吹き込み量を自動制御することが非常に有効であると考えますが、『連続式水銀濃度計の設置』並びに『活性炭の吹き込み量の自動制御改造』は、それぞれ本包括前に実施されるのでしょうか。または本包括にて受託者が実施するのでしょうか。</p>	
2	1	1.3 本件業務の目的	<p>前項質問No.1 で記載した恒久対策が実施された後においても、搬入ごみ中に、予見可能な量を超える多量の水銀含有製品が混入した場合、設備的な水銀除去性能を超過し、排ガス中の水銀濃度が基準値を逸脱することが想定されます。そのような場合の対応方法、費用負担については、貴市と協議させていただくものと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	4	1.4 本件業務概要等 (3)本件業務概要 表 2 本件業務の概要 (パイプライン施設)	<p>維持・補修計画の作成及び大規模改修工事が受託者の所掌とされていますが、仮に当該計画及び改修工事の瑕疵によりパイプライン施設に損害が生じた場合、性能保証義務等に基づき当該損害は受託者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	市との協議によります。

4	4	1.4 本件業務概要等 (3) 本件業務概要 表 2 本件業務の概要 (パイプライン施設)	「・その他パイプライン施設維持管理上必要な補修工事の実施（市と協議のうえで実施） ・費用を市が負担する内容を含む。」との記載がありますが、その他パイプライン施設維持管理上必要な補修工事については内容及び費用負担を貴市と協議するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針の 2 2 ページを参照してください。
5	4	1.4 業務概要等 (3) 本件業務概要 表 2 本件業務の概要 (パイプライン施設)	ゴミパイプライン運営協議会とありますが、開催の頻度と定期報告等受託者が対応すべき事項をご教示ください。また貴市ご担当者も同席いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市担当者とパイプライン利用住民で構成するゴミパイプライン協議会に出席していただきます。開催実績は平成 30 年度 5 回、令和元年度 6 回です。対応につきましては、施設の運営管理上の情報提供を行うこと、協議会から運営管理上の提案を受けた場合に可能な範囲で改善を行うことなどを想定しております。
6	4	表 4 本件業務の概要（付帯施設及び敷地内指定範囲）	「付帯施設の用役確保」が業務範囲内になっておりますが、付帯設備の運転管理は範囲外になっております。用役量の算定条件についてご教授下さい。	実施方針の 1 7 ページ 7. 委託費 7.1 委託費の算出について（4）資料「委託料等実績値」を参照してください。
7	7	1.4 本件業務概要等 (8) 本件業務期間等	本件業務期間は、契約締結日～令和 12 年 3 月 31 日（予定）とありますが、20～23 頁に記載の業務一覧表にて定義されている運営に関する実業務を開始するのは、業務引継ぎ期間翌日の令和 3 年 4 月 1 日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	8	1.5 関係法令等の遵守	遵守すべき関係法令等にお示しの「芦屋市環境処理センター公害防止協定書」をご提示いただきますようお願いいたします。	別途、提供します。
9	9	2.1 契約締結までのスケジュール (12)企業評価・非価格要素審査（提案内容評価）・価格要素審査（価格評価）の実施	「(12) 企業評価(以後省略)」との記載がありますが、焼却施設やパイプライン施設と同種同規模施設の運営実績や経営事項審査結果が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	内容は、事業者の公募時にお示しします。
10	9	2.1 契約締結までのスケジュール (12)企業評価・非価格要素審査（提案内容評価）・価格要素審査（価格評価）の実施	前項質問No.9 回答にて経営事項審査結果が評価対象となる場合、焼却施設であれば建設業法の規定による清掃施設工事、パイプライン施設であれば管工事の総合評定値など、評価される工種をご教授下さい。	内容は、事業者の公募時にお示しします。
11	10	2.2 公募参加資格等 (3)資格要件	「2) 令和2・3年度競争入札参加資格審査申請書を提出していること。」と記載ありますが、工事・委託・役務のご指定があればご教示下さい。	指定はありません。なお、実施方針記載のとおり、申請後、参加資格を得られなかった場合は、資格要件は満たされません。
12	10	2.2 公募参加資格等 (6)協力企業	「事業開始後、本件業務の一部を請負又は受託することを予定している者の本業務の遂行上果たす役割等を明らかにしたうえで、協力企業とともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の規定に基づき、本件業務を遂行することができ	ご質問の実施方針からの引用内容は、応募者といわゆる下請業者との役割の明確化を求めるものです。お問い合わせの趣旨は、焼却灰の運搬における3者契約と解しますが、その場合、3者間での契約であることから焼却灰を運搬する事業者は協力

			る。」とありますが、焼却灰の運搬について、応募者自ら対応できない場合、対応できる企業を協力企業とすることで、貴市と協力企業との契約をし、運搬費は応募者から協力企業に支払う事を了承頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	企業（下請業者）ではありません。なお、焼却灰の運搬における3者契約は可能と解しますが、焼却灰を運搬する事業者の業務内容が、市において十分に確認できることを前提に3者契約は可能とします。
13	11	2.2 公募参加資格等 (7)応募企業及び代表企業の要件	「運転管理等業務の受託実績を元請として有していること。」と記載ありますが、共同企業体を設立し受託している場合は、当該共同企業体の代表企業のみ実績が認められると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	11	2.3 応募者について (1)市内事業者の活用	「市内事業者（芦屋市内に本店を有する事業者）の活用に努める者であること。」と記載ありますが、支店並びに営業所を有する事業者も可として頂けないでしょうか。	地域貢献度の観点から、芦屋市内に本店を有する事業者の活用に努めてください。
15	11	2.3 応募者について (3)高齢者の雇用等	「本市に居住する高齢者の雇用や従事に努める者であること。」と記載ありますが、高齢者は何歳以上を指すのかご教示下さい。	高齢者は概ね65歳以上とされていますが、65歳未満の方も含めて、弾力的な対応をお願いします。
16	14	3.2 予想されるリスクの責任分担 表 8 リスク分担表 (1) 物価変動	「物価変動に係る費用増加によるもの（一定の範囲内）」と記載ありますが、地方公共団体が発注する長期包括的運営事業においては、日本銀行調査統計等の指標に基づき、±1～1.5%程度の基準で精算される案件が複数ございます。一定の範囲の設定について、具体的な指標及び範囲の設定をご	今後、検討します。

			検討願います。	
17	14	3.2 予想されるリスクの 責任分担 表 8 リスク分担表 (1) 不可抗力	「天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲のもの」とのことですが、見込み可能な範囲とは、受託者にて保険付保しリスクヘッジ可能な範囲と認識してよろしいでしょうか。	質問のご認識の範囲ではありません。
18	17	7.1 委託費の算出について (1)焼却施設	焼却施設の業務期間における年間計画ごみ処理量とごみ質は、公募説明書等で明記されると考えてよろしいでしょうか。	実施方針の17ページ「7. 委託料 7.1 委託費の算出について(1)焼却施設については、以下を参照にすること。」の内容、18ページ「8. 委託料の見直し(1)」の内容、芦屋市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)平成29年3月作成、芦屋市将来人口推計結果(令和元年10月作成)を、それぞれ参考にしてください(市ホームページに掲載しています。)
19	17	7.1 委託費の算出について (1)焼却施設	資料「精密機能検査業務報告書」7-1~7-2頁の表7-1 設備の状況【要交換機器】にて、「要交換」とされている機械設備は、業務期間中の更新が必要と思われませんが、公募説明書等でこれらの更新の要否が明記されると考えてよろしいでしょうか。特に更新を実施した場合、委託費への影響が非常に大きい以下の機器については、公募説明書等で更新の要否を明記いただきますようお願いいたします。	市において更新の要否の判断は行いません。

			<ul style="list-style-type: none"> ・再加熱用空気予熱器の管群の更新 ・ごみクレーンバケットの更新 	
20	17	7.1 委託費の算出について (1) 焼却施設	<p>前項質問No.19 に付随して、設備の劣化状況を目視等で確認することが出来ず、耐用年数で更新可否の診断をすることが多い以下の機器については、本包括期間中に耐用年数を大きく超過しますので、公募説明書等で更新の可否を明記いただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動燃焼制御装置の更新 ・オペレータコンソール制御装置の更新 	市において更新の可否の判断は行いません。
21	17	7.1 委託費の算出について (4) 実績数値	資料「委託料等実績値」について、本資料の焼却施設分に付帯施設分の実績数値も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	17	7.1 委託費の算出について (5) 水銀対策	「(5) 水銀対策に伴う活性炭の噴霧量は今後示す。」との記載ございますが、水銀対策に伴う活性炭の噴霧量は搬入ごみ由来であり P15「表 8 リスク分担表(2) 受入廃棄物の性状」に起因すると考えられます。水銀対策に伴う活性炭の使用量については、実績で精算できる契約方式をご検討願います。	精算する契約方法は考えていませんが、予見を超える場合は、協議によります。
23	18	8. 委託費の見直し (1)	ごみ受入時の受入量の増加と減少について、それらの年間想定量は、公募説明書等で明記されると考えてよろしいでしょうか。	明記できる内容ではないと考えます。

24	18	8. 委託費の見直し (2)物価変動に係る費用 増加	「物価変動に係る費用増加（一定の範囲を超えた 場合）で、市と受託者の協議により市が認めた場 合」と記載がございます。質問No.16 に記載してお ります指標及び基準に基づき精算できるよう、契 約方式のご検討をお願いいたします。	今後、検討します。
----	----	----------------------------------	---	-----------